



## 2. 必要書類の詳細説明

### (1) 計画変更

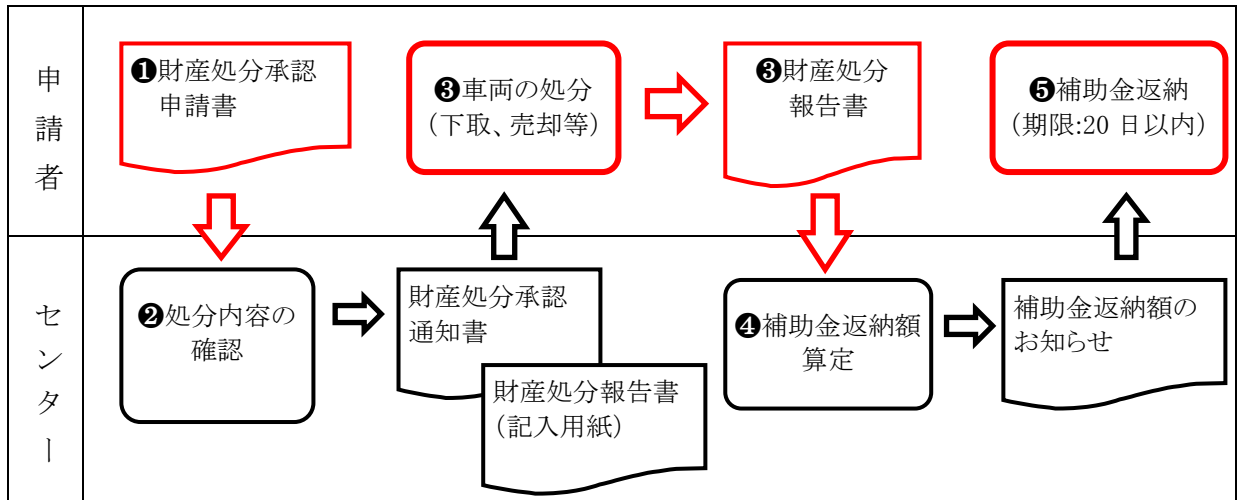
➤ 変更の内容によって、手続きが異なることがありますので、必ず事前にセンターにご相談下さい。

変更内容	具体的な例	提出書類
①軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"><li>▣申請者の名前の変更 (法人の代表取締役の変更、個人の改姓など)</li><li>▣申請者の住所変更</li><li>▣車両の登録ナンバーの変更</li></ul> ※補助金の受領以降に発生する場合も対象となります。	変更届出書 <様式5>
②重要事項の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金交付決定から補助金振込みの間に発生した以下の変更が対象となります。<ul style="list-style-type: none"><li>▣ 車両の売却、廃車等により、補助金の受領を中止する場合</li><li>▣ 相続により、申請者(車両の所有者)の名義を変更して、補助金の受領をする場合</li></ul></li></ul> ※補助金の受領以降に車両の売却、廃車、名義変更及びリース契約者の変更等を行う場合は、「財産処分」となり、「財産処分申請書」で手続きしなければなりません。 ☞ この場合の手続きは、(2)財産処分を参照	計画変更承認申請書 <様式6>

## (2) 財産処分

- ▶ 補助金の交付を受けた車両(「取得財産等」という)を処分制限期間内に処分する場合には、処分する前に財産処分承認手続きが必要です。
- ▶ 処分制限期間内にある車両を処分して、新たに補助対象車両を購入する場合、処分した車両の補助金返納が完了するまで、新たな車両への補助金は交付できません。
  - ・財産処分手続きの開始から完了までは期間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

### <車両処分(財産処分)の手続き>



<b>①</b>	<p>○必ず処分する前にセンターへ「財産処分承認申請書」を提出して下さい。</p> <p>☆(注意) 補助金を受けた年度によって「財産処分承認申請書」の様式が異なりますので注意して下さい。 ☞年度別の財産処分承認申請書は、IV. 様式集を参照</p>
<b>②</b>	<p>○センターで処分内容を確認し、「財産処分承認通知書」を発送します。</p> <p>同時に、財産処分後に返送いただく「財産処分報告書」(記入用紙)を同封します。</p>
<b>③</b>	<p>○車両を処分し、その処分内容を「財産処分報告書」に記入して提出ください。</p>
<b>④</b>	<p>○「財産処分報告書」に記載された処分内容に基づいて補助金返納額を算定し、補助金返納額と返納期限を記載した「補助金返納額のお知らせ」を送付します。</p> <p>☆補助金返納額は、原則、車両の「売却額」に基づいて以下の方法で算定します。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金返納額</div> <span style="font-size: 24px; margin: 0 10px;">=</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">売却額 ※1</div> <span style="font-size: 24px; margin: 0 10px;">×</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金比率 ※2</div> </div> <p>※1 売却額が残存簿価相当額より低価である場合は、残存簿価相当額を用いて算定。 残存簿価相当額は、処分制限期間を償却期間とし、定率法による経過月数の償却後の簿価として算定。</p> <p>※2 補助金比率は、車両購入費用に占める補助金額の割合 (補助金比率=補助金額/車両購入費用)</p>
<b>⑤</b>	<p>○「補助金返納額のお知らせ」に記載した補助金返納額を期限までに返納ください。</p> <p>☆(注意) 国の規定に従って、納付期限は、通知から20日とさせていただきます。また、期限までに返納されないときは延滞金をお願いすることもあります。</p>

☆(注意)取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。  
これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

- ①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄  
⑥担保に供すること

☆(注意)補助金返納の必要のない場合

財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納は必要ありません。

- i. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合
- ii. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
- iii. その他センターが特に認める場合

ただし「財産処分承認申請書」を提出いただき、承認を得る必要はあります。

☆(注意)財産処分承認申請書に記入する補助金交付決定番号が不明な時は、車検証(写)を添付して下さい。

✕無届で財産処分をした場合

- センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。  
センターの承認を得ずに、処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額の返納を求めることがあります。